

新旧対照表－ 1

「業務委託基準」新旧対照

(下線部は変更部分)

変更案	現行
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この基準は、放送法（昭和25年法律第132号）<u>第23条</u>の規定に基づき、日本放送協会（以下「協会」という。）が次に掲げる業務の一部を協会以外の者に委託する場合について適用する。なお<u>同法第21条</u>の規定に基づく業務の委託の基準については、別に定める。</p> <p>(1) <u>同法第20条第1項</u>の業務</p> <p>(2) <u>同法第65条第1項</u>又は<u>第66条第1項</u>の規定により協会が行う業務</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この基準は、放送法（昭和25年法律第132号）<u>第9条の3</u>の規定に基づき、日本放送協会（以下「協会」という。）が次に掲げる業務の一部を協会以外の者に委託する場合について適用する。なお<u>放送法第9条の2</u>の規定に基づく業務の委託の基準については、別に定める。</p> <p>(1) <u>放送法第9条第1項</u>の業務</p> <p>(2) <u>放送法第33条第1項</u>又は<u>第34条第1項</u>の規定により協会が行う業務</p>

「外国人向け委託協会国際放送業務の委託に関する基準」新旧対照

(下線部は変更部分)

変更案	現行
<p>外国人向け<u>協会国際衛星放送の業務</u>の委託に関する基準</p>	<p>外国人向け<u>委託協会国際放送業務</u>の委託に関する基準</p>
<p>(適用範囲)  <b>第1条</b> この基準は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）<u>第 2 1 条</u>の規定に基づき、日本放送協会（以下「協会」という。）が、テレビジョン放送による外国人向け<u>協会国際衛星放送の業務</u>の一部を、同条に規定する子会社（以下「国際放送子会社」という。）に委託する場合について適用する。</p>	<p>(適用範囲)  <b>第1条</b> この基準は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）<u>第 9 条の 2</u>の規定に基づき、日本放送協会（以下「協会」という。）が、テレビジョン放送による外国人向け<u>委託協会国際放送業務</u>の一部を、同条に規定する子会社（以下「国際放送子会社」という。）に委託する場合について適用する。</p>
<p>(業務の委託の要件)  <b>第2条</b> 協会は、テレビジョン放送による外国人向け<u>協会国際衛星放送の業務</u>の一部を国際放送子会社に委託する場合には、放送番組の編集に関する自主性を堅持するとともに協会の公共放送としての目的達成に支障を来さないものとする。                  2 協会が国際放送子会社に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、委託することによりテレビジョン放送による外国人向け<u>協会国際衛星放送の業務</u>の円滑な遂行に資するものでなければならない。</p>	<p>(業務の委託の要件)  <b>第2条</b> 協会は、テレビジョン放送による外国人向け<u>委託協会国際放送業務</u>の一部を国際放送子会社に委託する場合には、放送番組の編集に関する自主性を堅持するとともに協会の公共放送としての目的達成に支障を来さないものとする。                  2 協会が国際放送子会社に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、委託することによりテレビジョン放送による外国人向け<u>委託協会国際放送業務</u>の円滑な遂行に資するものでなければならない。</p>

「国際番組基準」新旧対照

(下線部は変更部分)

変更案	現行
<p>日本放送協会は、放送法の定めるところにより、わが国を代表する国際放送機関としての自覚のもとに、外国人向けおよび邦人向け国際放送および<u>協会国際衛星放送</u>を通じて、諸外国のわが国にたいする理解を深め、国際間の文化および経済交流の発展に資し、ひいては国際親善と人類の福祉に貢献するとともに、邦人に適切な報道および娯楽を提供するため、次のとおり外国人向けおよび邦人向け国際放送および<u>協会国際衛星放送</u>の放送番組の編集の基準を定める。</p>	<p>日本放送協会は、放送法の定めるところにより、わが国を代表する国際放送機関としての自覚のもとに、外国人向けおよび邦人向け国際放送および<u>受託協会国際放送</u>を通じて、諸外国のわが国にたいする理解を深め、国際間の文化および経済交流の発展に資し、ひいては国際親善と人類の福祉に貢献するとともに、邦人に適切な報道および娯楽を提供するため、次のとおり外国人向けおよび邦人向け国際放送および<u>受託協会国際放送</u>の放送番組の編集の基準を定める。</p>
<p><b>第1章 一般基準</b>                      1～2 略                      3 外国人向け国際放送および<u>協会国際衛星放送</u>（以下「外国人向け放送」という。）にあっては、ひろくわが国の文化、産業等の実情を紹介する。                      4 邦人向け国際放送および<u>協会国際衛星放送</u>（以下「邦人向け放送」という。）にあっては、邦人に適切な情報と安らぎを与える。                      5 略</p>	<p><b>第1章 一般基準</b>                      1～2 略                      3 外国人向け国際放送および<u>受託協会国際放送</u>（以下「外国人向け放送」という。）にあっては、ひろくわが国の文化、産業等の実情を紹介する。                      4 邦人向け国際放送および<u>受託協会国際放送</u>（以下「邦人向け放送」という。）にあっては、邦人に適切な情報と安らぎを与える。                      5 略</p>

「日本放送協会がテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うにあたり一般放送事業者の協力を求める基準および方法」新旧対照

(下線部は変更部分)

変更案	現行
<p>日本放送協会がテレビジョン放送による外国人向け<u>協会国際衛星放送</u>を行うにあたり<u>基幹放送事業者</u>の協力を求める基準および方法</p>	<p>日本放送協会がテレビジョン放送による外国人向け<u>委託協会国際放送業務</u>を行うにあたり<u>一般放送事業者</u>の協力を求める基準および方法</p>
<p>(適用範囲)  <b>第1条</b> この基準および方法は、放送法(昭和25年法律第132号)第26条第1項の規定に基づき、日本放送協会(以下「協会」という)が、テレビジョン放送による外国人向け<u>協会国際衛星放送</u>(以下「<u>本放送</u>」という)を行うにあたり、<u>本放送</u>を実施するため特に必要があると認めるときに、<u>協会以外の基幹放送事業者</u>(放送大学学園を除く。以下同じ)に対し放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力(以下「<u>本協力</u>」という)を求める場合について適用する。</p>	<p>(適用範囲)  <b>第1条</b> この基準および方法は、放送法(昭和25年法律第132号)第10条第1項の規定に基づき、日本放送協会(以下「協会」という)が、テレビジョン放送による外国人向け<u>委託協会国際放送業務</u>(以下「<u>本業務</u>」という)を行うにあたり、<u>本業務</u>を実施するため特に必要があると認めるときに、<u>一般放送事業者</u>(<u>受託放送事業者</u>を除く。以下同じ)に対し放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力(以下「<u>本協力</u>」という)を求める場合について適用する。</p>
<p>(本協力の内容)  <b>第2条</b> 協会が<u>協会以外の基幹放送事業者</u>に求める本協力の内容は、次のとおりとする。  (1) <u>協会以外の基幹放送事業者</u>が制作または保有する放送番組の提供  (2) <u>協会以外の基幹放送事業者</u>が制作または保有する映像・音声素材(以下「<u>素材</u>」という)の提供  (3) 前二号のほか、<u>本放送</u>の実施に関する斡旋、情報提供その他の協力</p>	<p>(本協力の内容)  <b>第2条</b> 協会が<u>一般放送事業者</u>に求める本協力の内容は、次のとおりとする。  (1) <u>一般放送事業者</u>が制作または保有する放送番組の提供  (2) <u>一般放送事業者</u>が制作または保有する映像・音声素材(以下「<u>素材</u>」という)の提供  (3) 前二号のほか、<u>本業務</u>の実施に関する斡旋、情報提供その他の協力</p>

<p>(本協力を求める基準)</p> <p><b>第3条</b> 協会が本協力を求める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号および第2号については、提供される放送番組または素材が、次のいずれにも該当すること</p> <p>ア 略</p> <p>イ 提供を受けることが<u>本放送</u>の実施に特に資すること</p> <p>ウ <u>本放送</u>の実施に必要な権利（第三者の権利を含む）の処理が可能なこと</p> <p>(2) 前条第3号については、協力を得ることが<u>本放送</u>の実施に特に資すること</p>	<p>(本協力を求める基準)</p> <p><b>第3条</b> 協会が本協力を求める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号および第2号については、提供される放送番組または素材が、次のいずれにも該当すること</p> <p>ア 略</p> <p>イ 提供を受けることが<u>本業務</u>の実施に特に資すること</p> <p>ウ <u>本業務</u>の実施に必要な権利（第三者の権利を含む）の処理が可能なこと</p> <p>(2) 前条第3号については、協力を得ることが<u>本業務</u>の実施に特に資すること</p>
<p>(本協力に関する契約の締結)</p> <p><b>第5条</b> <u>協会以外の基幹放送事業者</u>が本協力の求めに応じるときは、協会は、当該<u>基幹放送事業者</u>（次条において「提供者」という）との間で、当該本協力に関する契約を、原則として文書により締結する。</p>	<p>(本協力に関する契約の締結)</p> <p><b>第5条</b> <u>一般放送事業者</u>が本協力の求めに応じるときは、協会は、当該<u>一般放送事業者</u>（次条において「提供者」という）との間で、当該本協力に関する契約を、原則として文書により締結する。</p>

「外国放送事業者および外国有線放送事業者並びに  
それらの団体との協力に関する基本事項」新旧対照

(下線部は変更部分)

変更案	現行
<p><u>外国放送事業者およびその団体</u>との協力に関する基本事項</p>	<p><u>外国放送事業者および外国有線放送事業者並びにそれらの団体</u>との協力に関する基本事項</p>
<p>日本放送協会（以下「NHK」という。）は、以下のとおり、<u>外国放送事業者およびその団体</u>（以下「外国放送事業者等」という。）との協力に関する基本事項を定める。</p>	<p>日本放送協会（以下「NHK」という。）は、以下のとおり、<u>外国放送事業者および外国有線放送事業者並びにそれらの団体</u>（以下「外国放送事業者等」という。）との協力に関する基本事項を定める。</p>
<p><b>3. 協力の相手先</b> NHKが協力を行う外国放送事業者等は、以下を基本とする。</p> <p>(1) 外国放送事業者 協力の相手先としてふさわしいと考えられる外国放送事業者</p> <p>(2) 外国放送事業者の団体 上記(1)の外国放送事業者を構成員に含む団体 (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><b>3. 協力の相手先</b> NHKが協力を行う外国放送事業者等は、以下を基本とする。</p> <p>(1) 外国放送事業者 協力の相手先としてふさわしいと考えられる外国放送事業者</p> <p>(2) 外国放送事業者の団体 上記(1)の外国放送事業者を構成員に含む団体</p> <p><u>(3) 外国有線放送事業者</u> <u>協力の相手先としてふさわしいと考えられる外国有線放送事業者</u></p> <p><u>(4) 外国有線放送事業者の団体</u> <u>上記(3)の外国有線放送事業者を構成員に含む団体</u></p>

新旧対照表－ 6

「会長、副会長および理事の退職金支給基準」新旧対照

(下線部は変更部分)

変更案	現行
<p><b>第7条</b> 退職金（特別慰労金を含む。）の支給にあたっては、そのつど放送法第<u>29条第1項第1号レ</u>の規定により、経営委員会の議決を得る。</p>	<p><b>第7条</b> 退職金（特別慰労金を含む。）の支給にあたっては、そのつど放送法第<u>14条第1項第1号レ</u>の規定により、経営委員会の議決を得る。</p>

新旧対照表－ 7

「職員の給与等の支給の基準」新旧対照

(下線部は変更部分)

変更案	現行
<p>日本放送協会は、<u>放送法第61条</u>の規定に基づき、日本放送協会の職員の給与および退職金(以下「給与等」という。)の支給基準を、次のとおり定める。</p>	<p>日本放送協会は、<u>放送法第30条の2</u>の規定に基づき、日本放送協会の職員の給与および退職金(以下「給与等」という。)の支給基準を、次のとおり定める。</p>



「会長、副会長および理事の服務に関する準則」新旧対照

(下線部は変更部分)

変更案	現行
<p>(総則)</p> <p><b>第1条</b> この準則は、<u>放送法第62条</u>に基づき、日本放送協会の会長、副会長および理事が、公共放送の使命と社会的責任を深く自覚し、高い倫理観を持って職務を適切に執行するために必要な服務に関する事項を定めたものである。</p>	<p>(総則)</p> <p><b>第1条</b> この準則は、<u>放送法第30条の3</u>に基づき、日本放送協会の会長、副会長および理事が、公共放送の使命と社会的責任を深く自覚し、高い倫理観を持って職務を適切に執行するために必要な服務に関する事項を定めたものである。</p>

「職員の服務に関する準則」新旧対照

(下線部は変更部分)

変更案	現行
<p>(総則)</p> <p><b>第1条</b> この準則は、<u>放送法第62条</u>に基づき、日本放送協会の職員が、公共放送の使命と社会的責任を深く自覚し、高い倫理観を持って職務を適切に遂行するために必要な服務に関する事項を定めたものである。</p>	<p>(総則)</p> <p><b>第1条</b> この準則は、<u>放送法第30条の3</u>に基づき、日本放送協会の職員が、公共放送の使命と社会的責任を深く自覚し、高い倫理観を持って職務を適切に遂行するために必要な服務に関する事項を定めたものである。</p>